
第 2 章

課題の整理

第 2 章 課題の整理

平成 30(2018)年に改訂された前回の都市計画マスタープラン（以下、前回計画という。）の内容を整理するとともに、東日本大震災以降のまちづくりの取組及びその達成状況について整理します。

また、基礎的調査並びに住民意向調査の結果も踏まえ、今後のまちづくりに向けた課題の整理を行います。

2-1. 前回計画(平成 30 年)の検証

(1) 前回計画の概要

■将来目標

年 次	目標値
【中間年次】平成 32(2020)年	12,400 人
【目標年次】平成 37(2025)年	12,000 人

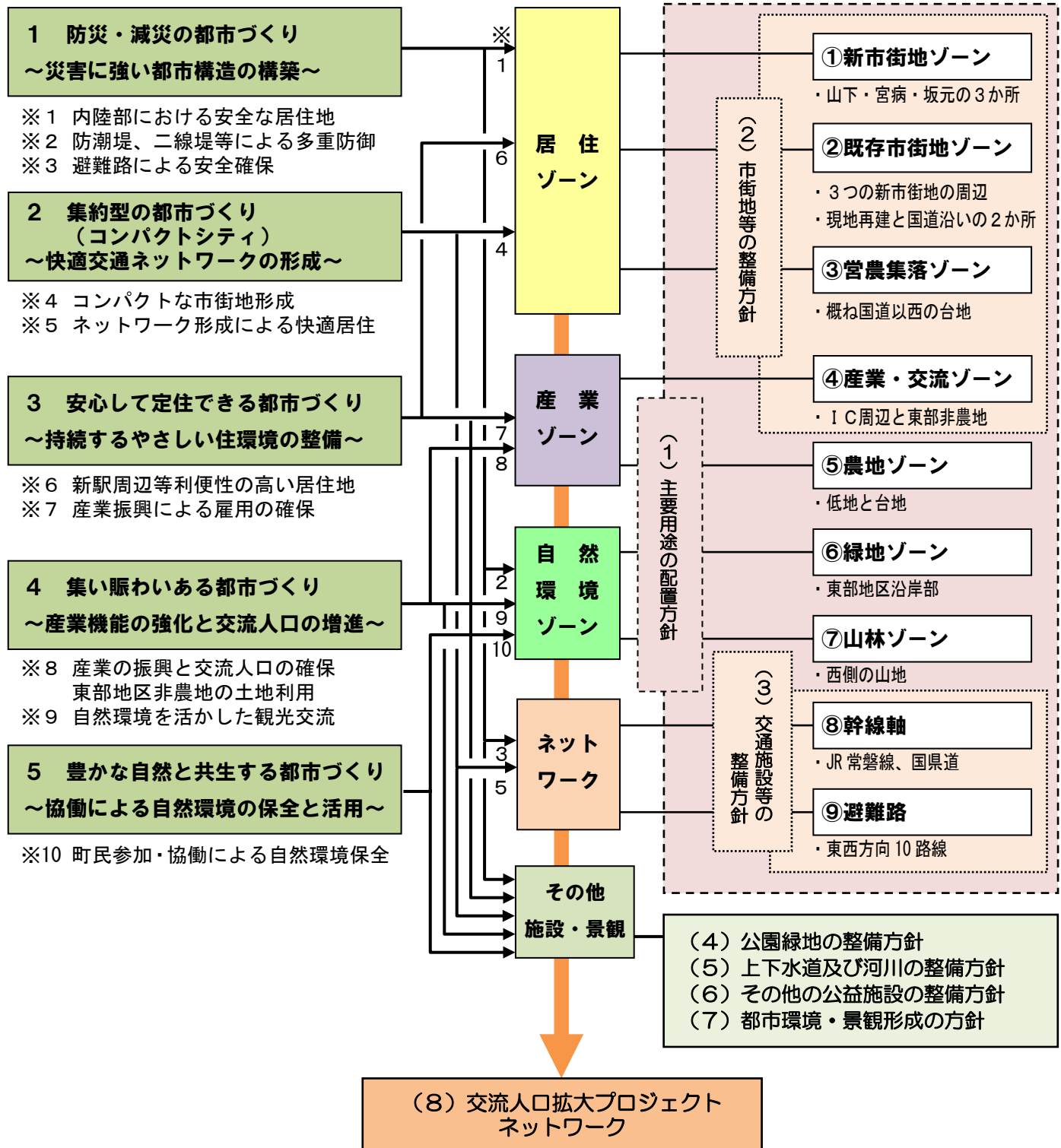
■都市づくりの理念



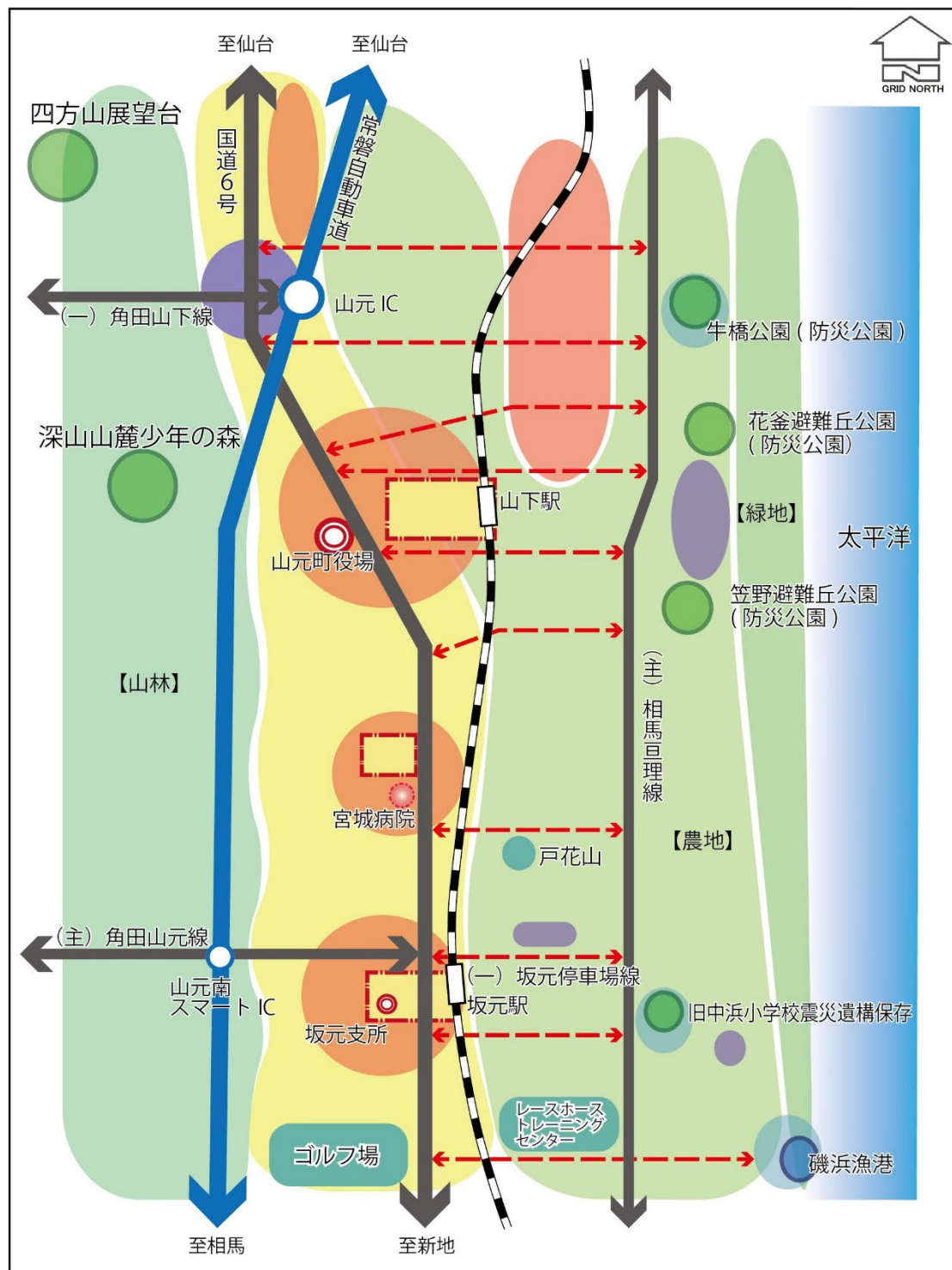
■将来都市構造の設定(前回計画)

【都市づくりの基本方針】

【分野別整備の方針】



■将来都市構造図(前回計画)



【凡 例】

- | | | | |
|----------|-------|--------|------------|
| 新市街地 | 山林ゾーン | 常磐自動車道 | JR常磐線 |
| 既存市街地ゾーン | 農地ゾーン | 国道6号 | 県道・町道(避難路) |
| 営農集落ゾーン | 緑地ゾーン | 主要県道 | 公園等 |
| 産業・交流ゾーン | | | |
| 産業系 | | | |
| 交流系 | | | |

(2) 前回計画との比較

■将来目標

年 次	目標値	実績値	乖離
【中間年次】平成 32(2020)年	12,400 人	12,046 人	▲354 人
【目標年次】平成 37(2025)年	12,000 人	11,372 人 (R7.5月時点)	▲628 人

■基本的指標（人口や施設整備状況等）

		前々回【震災前】 平成12(2000)年	前回【震災後】 平成27(2015)年	今回 令和5(2023)年		増減等 (R5:H27)	
都市計画区域		6,013 ha	6,448ha	6,448ha	※1	増減なし	
人口		18,661 人	12,315 人 (H27.10)	12,046人 (R2.10)	※2	▲269 人 ↓	
世帯数		5,402 世帯	4,429 世帯 (H27.10)	4,541世帯 (R2.10)	※2	112 世帯 ↑	
世帯人員		3.45 人/世帯	2.78 人/世帯 (H27.10)	2.65人/世帯 (R2.10)	※2	▲0.13 人/世帯 ↓	
就業者数	農林漁業	1,517 人 (H7)	1,633 人 (H22)	673 人 (R2.10)	※2	▲960 人 ↓	
	工業	3,297 人 (H7)	2,332 人 (H22)	1,659 人 (R2.10)	※2	▲673 人 ↓	
	商業	4,645 人 (H7)	4,171 人 (H22)	3,072 人 (R2.10)	※2	▲1,099 人 ↓	
道路	国道延長	12.3 km	12.3 km (H26.4)	12.3 km (R5.3)	※3	増減なし	
	県道延長	27.9 km	27.6 km (H26.4)	25.0 km (R5.3)	※3	▲2.6km ↓	
	町道延長	276.85 km	294.28 km (H27.3)	303.1 km (R5.3)	※3	8.8 km ↑	
	都市計画道路	計画	11,060 m	11,060 m	11,060 m	※1	増減なし
		整備済	0 m (0.0%)	11,060 m (100.0%)	11,060 m (100.0%)	※1	増減なし
市街地開発	計画中	住宅系	・鷺足北部住宅団地開発	・位置付けなし	—	—	
			・坂元駅周辺計画的形成市街地	・震災後、津波防災区域に指定されている	—	—	
		産業系	・山元IC周辺産業系計画的形成市街地	・山元町震災復興計画に位置付けられている	・東部地区の産業拠点への企業誘致	—	
	事業中 (住居系)		—	○津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業 ・新山下駅周辺地区 ○津波復興拠点整備事業、防災集団移転促進事業 ・新坂元駅周辺地区 ○防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業 ・宮城病院周辺地区	復興事業に係る面整備事業は3地区、災害公営住宅単独事業は12地区で実施。 【完了】 ・災害公営住宅490戸 ・分譲宅地251区画	—	
	都市公園		5.2ha(2.8 ㎡/人)	8.3ha(6.8 ㎡/人)	13.2ha(10.9㎡/人)	※4	4.85 ha ↑
下水道	都市計画決定区域	505.0 ha	614.0 ha (H25.3)	527.8 ha (H31.3)	※4	▲86.2 ha ↓	
	事業認可区域	278.0 ha	494.0 ha (H25.3)	527.8 ha (H31.3)	※4	33.8 ha ↑	
	供用区域	218.9 ha	386.0 ha (H25.3)	527.8 ha (H31.3)	※4	141.8 ha ↑	

※1 都市計画現況調査 (R5.3.31 現在)

※2 R2 国勢調査 (R2.10.1 現在)

※3 R5 みやぎの道路 (R5.3.31 現在)

※4 H31 都市計画基礎調査 (H31.3.31 現在)

2-2. 山元町のまちづくりの動き

本町では、東日本大震災による甚大な被害からの復興に向け、各種事業に取り組むとともに、3地区の新市街地を中心とした集約型都市の形成を進めてきました。

(1) 震災以降の主な動き（●…都市計画に関わる策定事項）

平成 23 年 3 月	◇ 東日本大震災発生 ・ 地震の規模：マグニチュード 9.0 ・ 震度：山元町震度 6 強 ・ 人的被害：死者行方不明者 637 人(災害関連死を含む) ・ 家屋被害：4,400 棟 ・ 避難者数：5,826 人(避難所 19 か所)
平成 23 年 12 月	◇ 震災復興計画策定
平成 24 年 11 月	● 一団地の津波防災拠点施設 都市計画決定 (H24.11.27)
平成 26 年 1 月	● 一団地の津波防災拠点施設の変更 都市計画決定 (H26.1.10 変更)
12 月	◇ 常磐自動車道山元 IC～浪江 IC 間開通
平成 27 年 3 月	● 地区計画 都市計画決定 (H27.3.16) *新市街地 3 地区
9 月	● 一団地の津波防災拠点施設の変更 都市計画決定 (H27.9.7 変更) ● 地区計画の変更 都市計画決定 (H27.9.7) *新坂元駅周辺地区
平成 28 年 10 月	◇ 新市街地まちびらき（つばめの杜地区・新坂元駅周辺地区）
12 月	◇ JR 常磐線相馬駅～浜吉田駅 運転再開 ◇ 町内沿岸部 3 か所に避難丘を備えた防災公園が完成 ● 地区計画の変更 都市計画決定 (H28.12.2) *宮城病院地区
平成 29 年 4 月	◇ 常磐自動車道山元南スマート IC 完成
8 月	◇ 防災拠点・坂元地域交流センター(ふるさとおもだか館)完成(町地区)
9 月	◇ 防災拠点・山下地域交流センター(つばめの杜ひだまりホール)完成 (つばめの杜地区)
平成 31 年 2 月	◇ 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」オープン(JR 坂元駅前)
令和元年 5 月	◇ 新庁舎落成、開庁記念式典挙行
12 月	◇ 第 6 次山元町総合計画策定
令和 2 年 9 月	◇ 震災遺構中浜小学校一般公開
令和 5 年 3 月	● 用途地域の指定 都市計画決定 (R5.3.24) *新市街地 3 地区
8 月	◇ 町民体育館リニューアルオープン
令和 6 年 3 月	● 地区計画の変更 都市計画決定 (R6.3.25) *新山下駅周辺地区
11 月	◇ 指定文化財「大條家茶室 此君亭」一般公開
令和 7 年 7 月	◇ 深山山麓少年の森リニューアルオープン

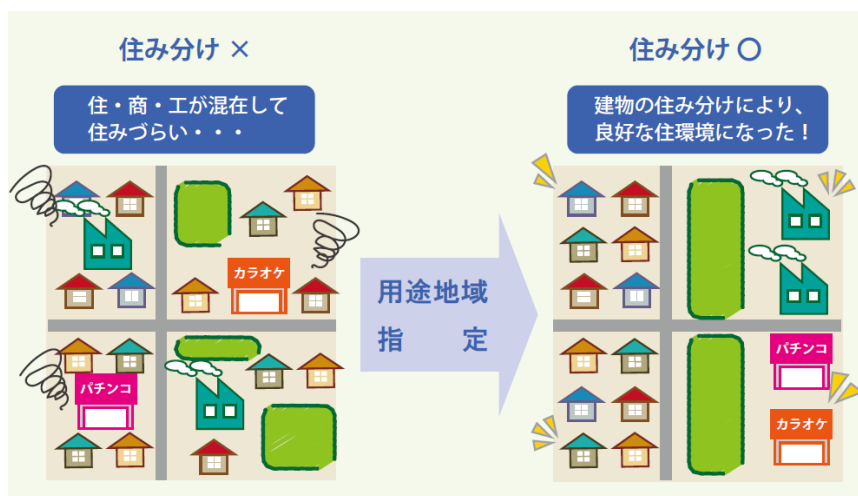
前回計画以降



（２）用途地域の指定（令和5（2023）年3月）

令和5（2023）年3月に、「新山下駅周辺地区」「宮城病院周辺地区」「新坂元駅周辺地区」の3地区に用途地域を指定しました。

用途地域とは、建築できる建物の用途や規模等について定められた地域の総称です。用途地域には、「住居系（8種類）」「商業系（2種類）」「工業系（3種類）」の計13種類があり、地域の将来像に応じて適切な用途地域を定めることにより、土地利用に一定の秩序を設け、市街地環境の維持・増進を図ります。これにより、建物用途の適切な誘導、いわゆる「住み分け」を進め、良好な住環境の形成を目指します。



（３）地区計画の変更（令和6（2024）年3月）

平成27（2015）年3月に指定した地区計画については、令和5（2023）年3月に指定した用途地域の区域に合わせ、「新山下駅周辺地区」において地区計画を追加指定しました。

一方、「宮城病院周辺地区」及び「新坂元駅周辺地区」については、用途地域を指定した区域と地区計画の区域が同一であるため、変更は行っていません。

地区計画とは、住民にとって身近な地区を対象として、建築物の用途や形態等に関するルールをきめ細かく定めることにより、良好な住環境の維持・形成を図る制度です。

ルール（制限の種類）	制限の内容 ※該当する区域等、詳細については町ホームページでご確認ください。	
① 敷地面積の最低限度	165 ㎡(約 50 坪)	
② 壁面の制限	境界線までの距離 1.0m以上 ※緩和規定、適用除外あり	
③ 地盤高改変の制限	津波からの安全性を確保し、相隣環境の悪化防止を図るため、地盤高の無秩序な改変(盛土、切土)を制限	
④ 地区幹線1号から乗り入れの制限	円滑な自動車交通を確保し、自動車、歩行者の安全を確保するため、地区幹線道路1号からの自動車の乗り入れを制限	
⑤ 建築物等の高さの最高限度	地盤面から建築物の最高部までの高さは分譲宅地で12mまで	

2-3. 計画の達成状況

前回計画(H30)において示した都市整備の方針について、現在までの達成状況を整理・検証し、今後の課題を明らかにします。

(1) 主要用途の配置方針

(◎:実施済、○:実施中・継続中、△:今後の課題、―:計画廃止)

区 分	前回計画(H30)の整備方針	達成状況
①新市街地ゾーン	- 被災者の受け皿として、コンパクトで質の高い住宅地の形成 - 公益施設や商業施設、医療・福祉施設などの集積による「町の顔」づくり	◎（新市街地整備事業完了）
②既存市街地ゾーン	- 住環境向上、未利用地等の活用による定住人口の確保 - 津波被害による住宅再建、東西方向の避難路整備促進	○（住宅地民間開発） （移住・定住支援事業） ◎（住宅再建） ◎（避難路整備事業完了）
③営農集落ゾーン	- 農業環境の保全と居住環境の向上 - 地域に点在する樹林地や緑地、沼等の保全、町独自の景観形成 - 高齢者福祉に配慮した地域コミュニティの維持・向上	○（多面的機能交付金事業） ○（生活支援体制整備事業） （地域支援ネットワーク事業）
④産業・交流ゾーン	- 山元IC周辺の広域的交通利便性を生かした積極的な企業誘致 - 沿岸部東部地区の産業振興及び観光交流機能の強化	△（産業ゾーンへの誘致を優先） ○（企業誘致推進事業） （やまもとひまわり祭り）
⑤農地ゾーン	- 農業基盤整備等による農地の早期復旧・復興 - 体験農業や観光農業による農業の再生 - 農産物のブランド化等による魅力発信の強化 - 優良農地の営農環境の維持・再生	◎（東部地区農地整備事業完了） ◎（いちご団地整備事業完了） ◎（やまもと夢いちごの郷開業） ○（山元町ブランド推進事業） ○（振興作物産地化奨励事業）
⑥緑地ゾーン	- 沿岸部の防災緩衝地整備による津波被害の減災化 - 仙台湾海浜県自然環境保全地域の保全の継続	◎（防潮林整備完了） ○（自然環境保全地域指定継続）
⑦山林ゾーン	- 体験交流の場として積極的な活用 - 深山緑地環境保全地域の適切な保全	◎（深山山麗少年の森拡張・改修事業完了） ○（緑地環境保全地域指定継続）
⑧幹線軸	広域的なネットワークの形成（JR常磐線、常磐自動車道、国道6号、（主）相馬亘理線、（主）角田山元線、（一）角田山下線）	◎（幹線軸の整備完了） ○（常磐自動車道4車線化）
⑨避難路	東西方向の道路を「避難路」として整備	◎（避難路整備事業完了）

(2) 市街地等の整備方針

(◎:実施済、○:実施中・継続中、△:今後の課題、―:計画廃止)

区 分	前回計画(H30)の整備方針	達成状況
①新市街地	・ 新市街地の面的基盤整備、住宅供給	◎ (新市街地整備事業完了)
	・ 地区計画による良好な市街地形成	◎ (用途地域指定、地区計画策定)
②既存市街地ゾーン	・ 新市街地周辺：定住人口確保の受け皿として地区計画も視野に居住環境の向上、生活利便施設等の集積等	◎ (つばめの杜周辺の用途地域指定、地区計画策定)
	・ 道路整備等による居住環境の向上 ・ 地域コミュニティの維持・向上に向けた取組	○ (道路補修、農道舗装) (狭あい道路整備事業)
	・ JR 常磐線跡地を利用した道路整備、避難路整備等	◎ (町道整備事業完了)
③営農集落ゾーン	・ 営農環境や自然環境との調和に配慮した集落環境の維持・整備	○ (振興作物作付定着化事業)
④産業ゾーン	・ 山元 I C 周辺：高効率な業務機能実現のための街区形成	△ (産業ゾーンへの誘致を優先)
	・ 東部地区：2 線堤となる(主)相馬亘理線からのアクセスや周辺土地利用への配慮	◎ (東部地区農地整備事業完了)

(3) 交通施設等の整備方針

(◎:実施済、○:実施中・継続中、△:今後の課題、―:計画廃止)

区 分	前回計画(H30)の整備方針	達成状況
①常磐自動車道	・ 4 車線化の推進	○ (4 車線化事業に着手)
②道路	・ (主)相馬亘理線の整備 ・ 大型貨物自動車及び通過交通の市街地内への進入の抑制	◎ (相馬亘理線(2 車線)の供用開始)
	・ 避難路等となる町道の整備	◎ (避難路整備事業完了) ○ (三線堤：町戸花線整備中)
③鉄道	・ JR 常磐線の移設復旧完了	◎ (全線運転再開)
④駅前広場	・ 山下駅、坂元駅の駅前広場整備による駅利用者の利便性を確保	◎ (新市街地整備事業完了)
⑤コミュニティ交通	・ コミュニティバス等による新市街地と既存集落とのアクセス性の向上、町内全体での生活利便向上	◎ (地域公共交通計画策定) ○ (町民バス実証運行事業開始)

(4) 公園緑地の整備方針

(◎:実施済、○:実施中・継続中、△:今後の課題、—:計画廃止)

区 分	前回計画(H30)の整備方針	達成状況
①確保水準	・住民1人当たりの都市公園等の面積 ＝現況 10.7 m²/人 ・沿岸部の避難丘公園(防災公園)含 ＝11.1 m²/人 (目標 10 m²/人以上は確保)	◎ (都市公園 13.15ha 整備完了： 11.54 m ² /人) ※R7.3 末住基：11,393 人
②公園	・新市街地ゾーンでの街区公園及び近隣公園の整備	◎ (新市街地整備事業完了)
	・既存市街地ゾーンにおける公園確保 (公園アクセス不便地区の解消)	△ (既存町営住宅跡地活用)
	・海岸部における防災緑地や防災公園の整備	◎ (防災公園整備事業完了)
③緑地	・深山緑地環境保全地域や海岸部の仙台湾海浜 県立自然環境保全地域を含む緑地の広域的な レクリエーション施設としての保全・活用	◎ (深山山麗少年の森拡張・改修 事業完了) ○ (緑地環境保全地域指定継続)
	・地域住民等による戸花山の緑地整備の推進、 地域振興拠点として活用	○ (地域住民等による植樹・維持 管理活動)
④東部非農用地	・レクリエーション施設や観光交流施設等とし ての整備、観光施設等のネットワーク化	○ (やまもとひまわり祭り) (やまもと夢いちごの郷による 観光案内所機能) (観光施設間ネットワーク化)

(5) 上下水道及び河川の整備方針

(◎:実施済、○:実施中・継続中、△:今後の課題、—:計画廃止)

区 分	前回計画(H30)の整備方針	達成状況
①上水道	—	◎ (新市街地整備完了)
②下水道	・市街地部：特定環境保全公共下水道事業	◎ (H31.4 坂元農業集落排水施設 廃止、特定環境保全公共下水道 へ統合)
	・その他地区：合併処理浄化槽設置整備事業の 推進	○ (H28～R7 合併処理浄化槽設置 整備事業)
	・東部地区における非農地での下水道管の撤去	◎ (東部地区非農用地での 下水道管撤去完了)
③河川・排水路	・山下地域：東部地区農地整備事業により用排 水の分離や排水系統の見直し、排水機場の新 設	◎ (排水機場整備事業完了) ◎ (東部地区農地整備事業完了)
	・坂元地域：坂元川の改修事業の継続	◎ (河川改修事業完了)

(6) その他の公共施設の整備方針 (◎:実施済、○:実施中・継続中、△:今後の課題、―:計画廃止)

区 分	前回計画(H30)の整備方針	達成状況
①公共施設	・ 交流拠点施設：今後5年以内の供用開始目標	◎（やまもと夢いちごの郷開業）
	・ 坂元合同庁舎敷地：敷地利用の早期確定	△（一部活用：町指定文化財「大條家茶室 此君亭」駐車場）
	・ 旧中浜小学校の遺構保存	◎（震災遺構中浜小学校一般公開開始）
	・ パークゴルフ場の整備	―（豪雨災害対策や生活道路の改善を優先）

2-4. 課題の整理

前項までの内容を踏まえ、基礎的調査及び住民意向調査の結果を総合的に勘案し、課題の整理を行います。「基礎的調査」及び「住民意向調査」の詳細については、資料編をご覧ください。

(1) 今後施策の強化が必要な項目

住民自身による満足度及び重要度の5段階評価を実施し、その結果から満足度が低く、かつ重要度が高い項目を抽出します。これにより、今後、施策の強化が必要となる項目を定量的に整理します。

■住民アンケートにより「満足度が低く重要度が高い」とされた項目

凡例：●自然環境 ●健康福祉 ●都市基盤 ●教育文化 ●産業振興

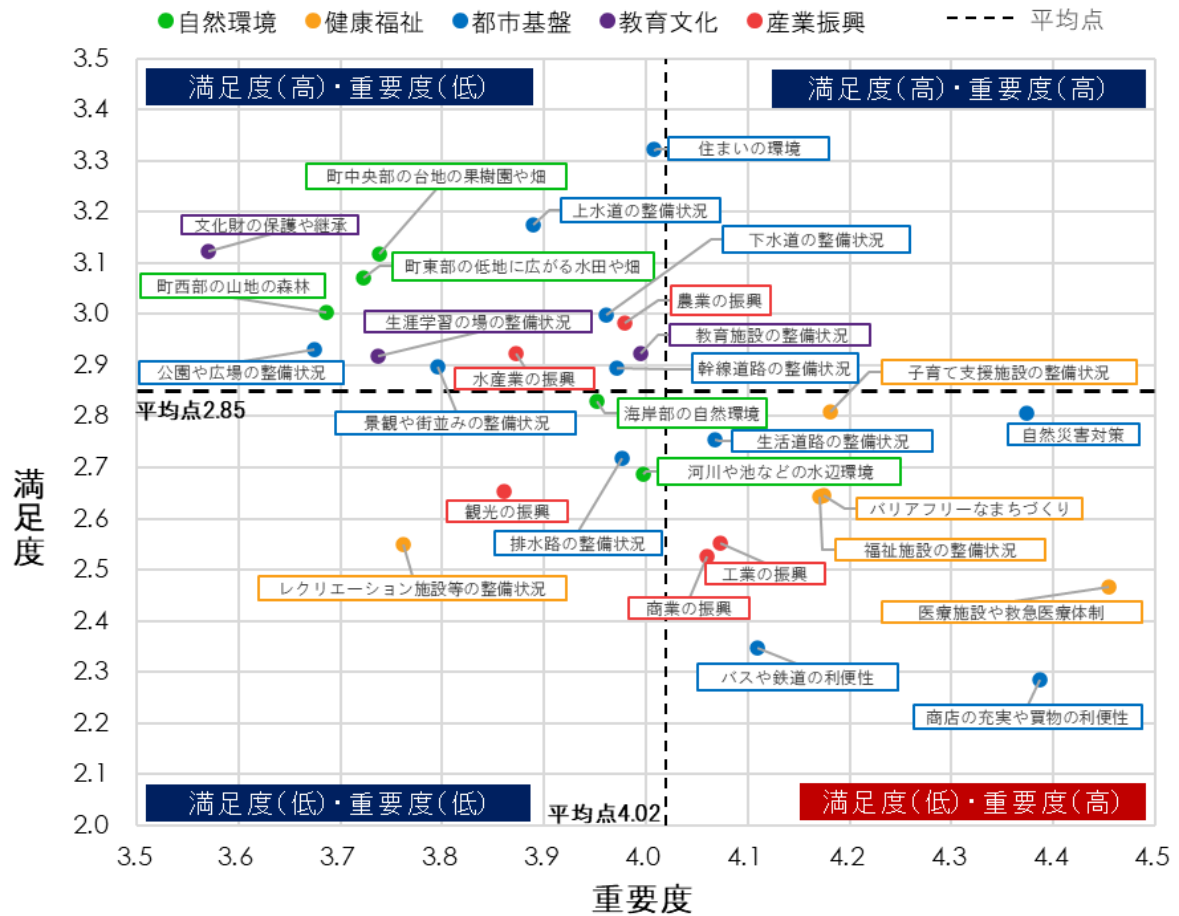
	一般（18 歳以上）	高校生
満足度（低）・重要度（高）	●商店の充実や買い物の利便性 ●医療施設や緊急医療体制 ●バスや鉄道の利便性 ●商業の振興 ●工業の振興 ●福祉施設の整備状況 ●バリアフリーなまちづくり ●自然災害対策 ●河川や池などの水辺環境 ●排水路の整備状況 ●生活道路の整備状況	●商店の充実や買い物の利便性 ●医療施設や緊急医療体制 ●バスや鉄道の利便性 ●生活道路の整備状況 ●商業の振興 ●工業の振興 ●バリアフリーなまちづくり ●幹線道路の整備状況 ●子育て支援施設の整備状況 ●福祉施設の整備状況

※赤字は一般・高校生共通項目

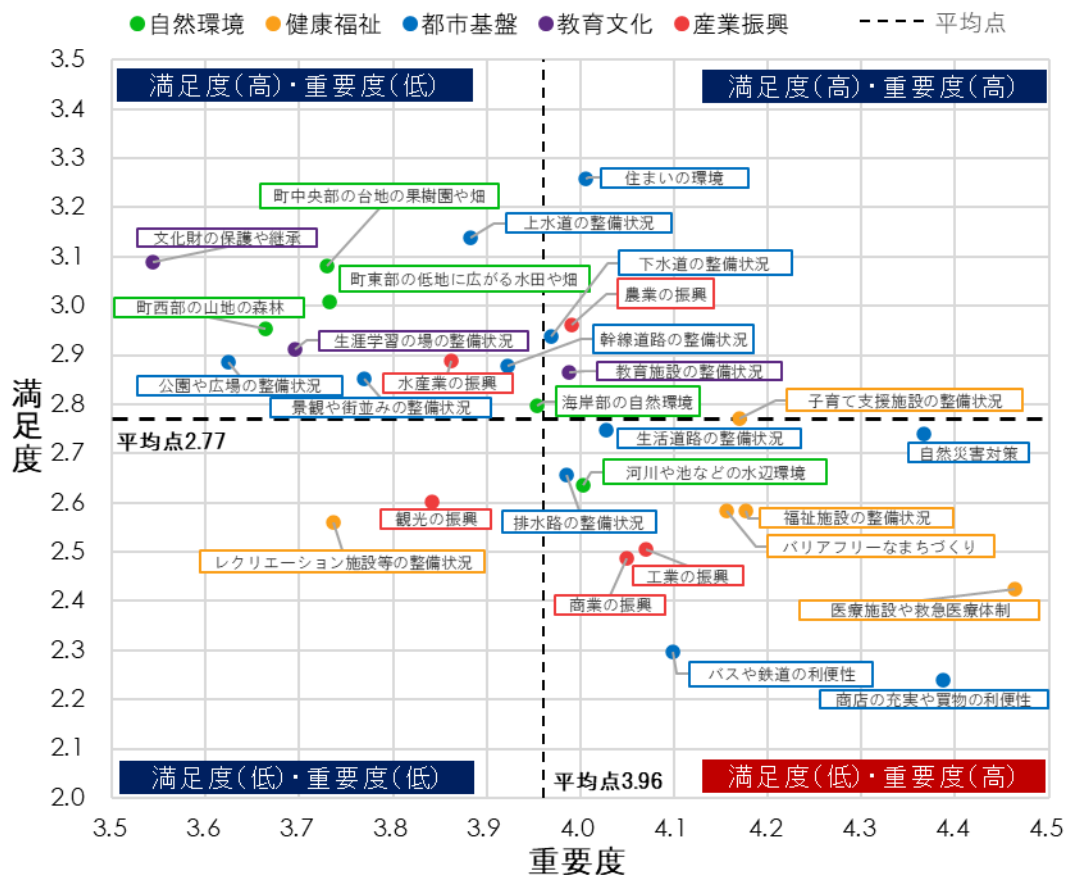
記載の順序は、満足度が高く重要度が低いポイントを基準とした距離計算により算出し、満足度評価が低く、かつ重要度評価が高い項目から順に並べています。

また、●の色分けは、満足度・重要度調査における大項目の分類を示しています。

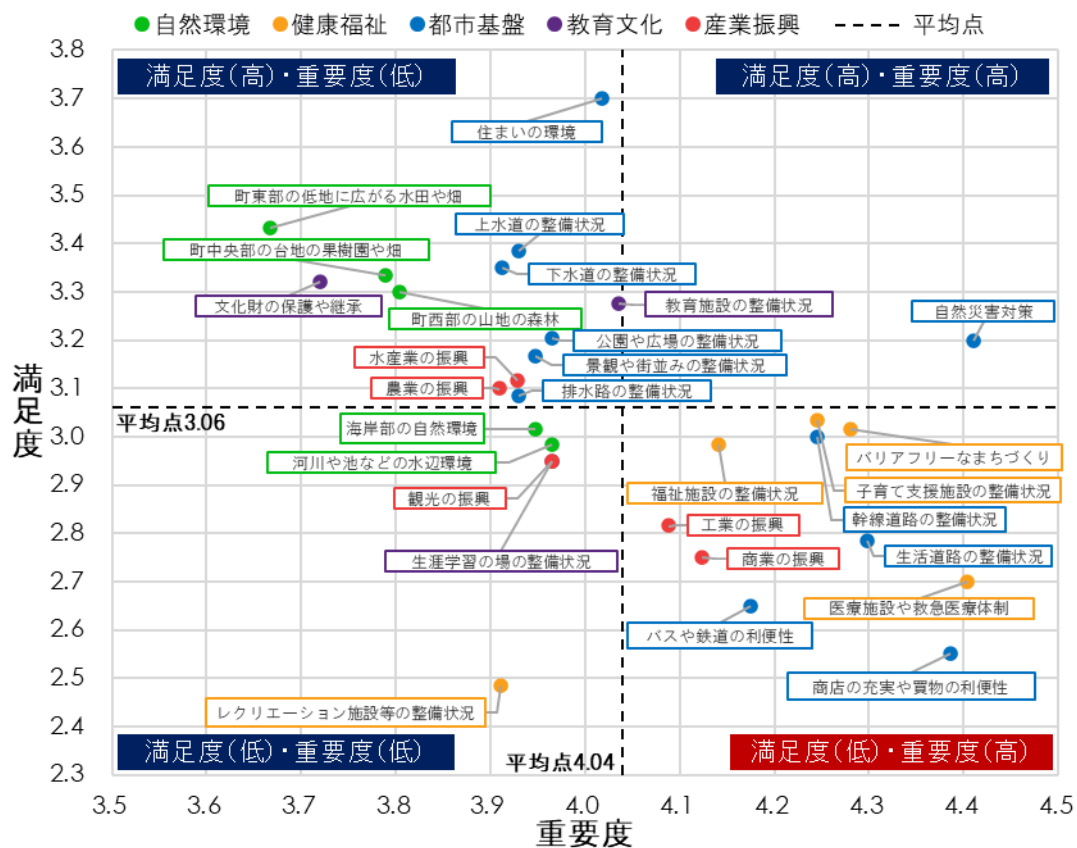
■満足度・重要度散布図（全体：一般+高校生）



■満足度・重要度散布図（一般）



■満足度・重要度散布図（高校生）



(2) まちづくりの課題

基礎的調査、住民意向調査、前項で整理した今後の施策において強化が必要な項目、並びに町議会における一般質問等を踏まえ、本町が抱えるまちづくりの課題について、5つの分類に整理します。

分類	主要な課題
① 人口減少 超高齢社会	・生活利便施設の縮小・不足（医療・福祉・商業等） ・税収減による行政サービスの低下 ・空き家（空き店舗）、空き地の増加 ・耕作放棄地対策 ・学校再編後の校舎利活用（避難施設の検討を含む） ・坂元地区の顕著な人口減少 ・避難行動要支援者（高齢者、障害のある方等）への対応 ・住民組織（地域活動や消防団等）の担い手不足 ・行政区の将来的な再編
② 公共交通	・地域公共交通の利便性向上 ・自家用車の依存度が高い生活環境 ・買い物困難者への支援
③ 雇用創出	・新たな雇用（働く場）の確保 ・若年人材の流出抑制 ・I C近傍等への企業誘致
④ 災害対策	・豪雨水害対策、津波対策のための三線堤整備 ・避難所の不足（県の津波新想定(R4.5月)により一部開設不可） ・津波防災区域の見直し ・下水道管の耐震化 ・土砂災害警戒区域等の追加指定（令和元年台風契機） ・旧耐震基準の建築物の耐震化、危険ブロック塀の除却
⑤ 施設整備	・新市街地内外の居住環境やインフラ整備の格差 ・学校再編（新設・改修・解体） ・施設整備（学校給食施設、放課後児童クラブ、消防署等） ・災害用備蓄品とその保管場所の不足 ・公共遊休地（施設）の利活用 ・税収等の減少による公共施設・道路・上下水道等の維持管理 ・各種事業推進の財源確保、地方債償還額の増大

①人口減少・超高齢社会の課題

主要な課題
・生活利便施設の縮小・不足（医療・福祉・商業等） ・税収減による行政サービスの低下 ・空き家（空き店舗）、空き地の増加 ・耕作放棄地対策 ・学校再編後の校舎利活用（避難施設の検討を含む） ・坂元地区の顕著な人口減少 ・避難行動要支援者（高齢者、障害のある方等）への対応 ・住民組織（地域活動や消防団等）の担い手不足 ・行政区の将来的な再編

- ・本町が抱える多くの課題は、人口減少や少子高齢化の進行に起因するものであり、医療・福祉・商業等の各種生活サービスを効率的に提供していくためにも、将来の人口動向を見据えた上で、一定のエリアに居住地や都市機能の誘導を図ることが必要となります。
- ・人口減少に伴う税収の減少により、今後は積極的に推進すべき事業の選択と集中が求められるとともに、公共施設の維持管理が困難となることが予想されるため、施設の統廃合を進める必要があります。
- ・令和5年度に策定された空家等対策計画によると、空き家と判断された家屋は町内各所に点在しており、特に山下第一小学校周辺、太陽ニュータウン、坂元地区などの既存市街地に多く見られます。
- ・営農者の高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の増加が懸念されます。健全な土地利用を維持・促進する観点からも、耕作放棄地の対策が必要となります。
- ・現在、小学校の統合計画が進められていますが、既存の小学校は地域の避難所としての機能も担っていることから、施設の統廃合と併せて、災害時における対策や地域との関わり方について検討が必要となります。
- ・新築住宅の供給が少なく、空き家が多く見られる山下第一小学校周辺や坂元地区等の既存市街地については、人口密度の維持が困難となり、都市機能の低下が懸念されます。特に坂元地区では人口減少が顕著であることから、人口増加と人口密度の確保に向けた取組を進める必要があります。
- ・少子高齢化の進行に伴い、医療・福祉体制のさらなる充実が求められています。特に子育て世帯からは小児科専門医療機関の充足を求める声が多く、移住・定住の促進を図るためにも、多様な医療機関の確保が必要となります。
- ・災害時における避難行動要支援者への対応について、支援体制の充実が必要となります。
- ・人口減少により、各行政区における道路・河川清掃等の地域活動や消防団などの担い手不足が生じており、今後は行政区の再編が必要となります。

②公共交通による課題

主要な課題
・ 地域公共交通の利便性向上 ・ 自家用車の依存度が高い生活環境 ・ 買い物困難者への支援

- ・ 住民意向調査によると、多くの住民が移動手段として自家用車を使用しており、公共交通機関の利用は学生や一部の住民に限られています。また、高齢化率が上昇傾向にある中で、高齢者の交通事故防止も視野に入れた、自家用車に過度に依存しない生活環境の構築が求められています。併せて、地域公共交通の確保・充実や、買い物困難者等への支援について対応する必要があります。

③雇用の創出による課題

主要な課題
・ 新たな雇用（働く場）の確保 ・ 若年人材の流出抑制 ・ IC 近傍等への企業誘致

- ・ 本町の土地利用は、商業、工業及び住居が混在し、働く場が町内各所の点在している状況にあります。こうした状況を踏まえ、新たな雇用の確保や若年層の人材流出の抑制を図るためには、一定程度集積された産業拠点の形成を進めるとともに、若年層に魅力のある職場の創出により、働きやすい環境を整備し、雇用を創出する企業の誘致を推進していく必要があります。

④災害対策

主要な課題
・豪雨水害対策、三線堤整備 ・避難所の不足（県の津波新想定(R4.5月)により一部開設不可） ・津波防災区域の見直し ・下水道管の耐震化 ・土砂災害警戒区域等の追加指定（令和元年台風契機） ・旧耐震基準の建築物の耐震化、危険ブロック塀の除却

- ・気候変動等の影響により、自然災害の多発化・激甚化が進んでいます。特に、町内各地で発生している豪雨による水害については、抜本的な対策を推進する必要があります。
- ・坂元地区を津波被害から多重防御により守るため、町道町戸花線及び町道中浜滝の前線をかさ上げ道路として整備する「三線堤」の整備が急務となっています。
- ・令和4(2022)年5月に宮城県が公表した新たな津波浸水想定では、震災後に整備された山下及び坂元地区の新市街地が浸水区域に該当しています。このため、大津波警報発表時には、山下第二小学校、つばめの杜ひだまりホール、ふるさとおもだか館を避難所として開設できない状況となります。また、想定される最大避難者数と各避難所の収容可能人数に差があることから、避難所の不足に対応するための対策が求められています。
- ・本町では、東日本大震災における津波浸水深に応じて、第一種から第三種までの津波防災区域（災害危険区域）を設定しており、第一種区域では居住用建築物の新築等を制限しています。今後、津波災害特別警戒区域等の指定が見直される場合には、その結果を踏まえて見直しを行う必要があります。
- ・大規模地震における下水道施設の被害は、排水機能の喪失にとどまらず、衛生環境の悪化や交通障害など、災害復旧に多大な影響を及ぼすことから、施設の耐震化を計画的に進めていく必要があります。
- ・令和元年東日本台風により発生した土砂災害箇所約3割が、土砂災害警戒区域等に指定されていなかった現状を踏まえ、現在、宮城県において追加指定に向けた基礎調査が進められています。このため、新たに区域指定が行われた場合には、住民に対する被害想定等の周知が必要となります。
- ・耐震性能が現行基準より低い、旧耐震基準(昭和56(1981)年5月以前)や、接合部等の仕様が明確化される前(平成12(2000)年5月以前)に建築確認を受けた建築物は、大規模地震時に倒壊する危険性が高いとされています。また、現行基準を満たす建築物であっても、度重なる地震により接合部等が損傷し、耐震性が低下している恐れがあります。さらに、現行基準を満たさないブロック塀については、地震時の倒壊による人的被害や避難経路の寸断が懸念されることから、除却等の対策を進める必要があります。

⑤施設整備

主要な課題
・新市街地内外の居住環境やインフラ整備の格差 ・学校再編（新設・改修・解体） ・施設整備（学校給食施設、放課後児童クラブ、消防署等） ・災害用備蓄品とその保管場所の不足 ・公共遊休地（施設）の利活用 ・税収等の減少による公共施設、道路・上下水道等の維持管理 ・各種事業推進の財源確保、地方債償還額の増大

- ・震災復興計画に基づき、3地区の新市街地への集約が図られてきましたが、徒歩で主要な施設へアクセスできる新市街地と、移動手段が自家用車に依存する新市街地外との間に利便性の格差が生じています。このため、両者の格差解消に向けた対策について検討が必要となります。
- ・新市街地においても、商業施設や教育・子育て関連施設の多くが山下地区に集約されており、山下地域(北側)と坂元地域(南側)との間で地域格差が生じています。このことから、地域間の均衡を図るための対策を進める必要があります。
- ・町内に2校あった中学校は令和3(2021)年度から1校に集約され、現在は町内4校の小学校を1校に集約するための事業が進められています。これに伴い、統合後の校舎等の利活用や、解体・撤去の在り方について検討を進める必要があります。
- ・学校再編に伴い、学校給食施設や放課後児童クラブに係る施設整備が必要となっています。また、老朽化が進む亘理消防署山元分署については、改築に向けた建設候補地や財政負担等について、亘理地区行政事務組合等と調整を図る必要があります。
- ・避難所に保管する備蓄品については、感染症対策やプライバシー保護等の観点から、間仕切りや段ボールベッド等の導入が標準化される傾向にあり、これらの備蓄物品及び保管場所を確保する必要性が高まっています。
- ・町内に点在する元保育所等の公共遊休地については、企業誘致等を進めているものの、有効活用に至っていないことから、利活用に向けた対策を強化する必要があります。
- ・人口減少に伴う税収の減少と施設の老朽化等により、町が管理する公共施設や道路、上下水道等の更新及び維持管理面に支障が生じることが懸念されており、中長期的な視点に立った対策を行う必要があります。
- ・本町では、これまでに生涯学習施設の改修や道路整備事業等に過疎対策事業債を充当するとともに、地方債の発行が増加していることから、公債費の償還額は上昇傾向にあります。加えて、多大の財政需要を伴う学校再編を控えていることから、各種事業を推進するための安定的な財源確保が課題となっています。